

# 誓 約 書

年 月 日

福知山市長 様

私は、福知山市農山村地域空き家情報バンク制度の利用希望者登録にあたり、下記のとおり誓約します。

- 1 申込書記載事項に偽りはなく、福知山市農山村地域空き家情報バンク制度要綱第8条及び第10条に規定する登録条件等に抵触することはありません。  
 はい  いいえ
- 2 福知山市農山村地域空き家情報バンクで得た情報については、私自身が、利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使いません。  
 はい  いいえ
- 3 制度の利用にあたっては、基本的人権の尊重に十分に配慮するとともに、市が実施する施策等に協力します。  
 はい  いいえ
- 4 空き家等を利用することとなった時は、福知山市の在住者としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めます。  
 はい  いいえ
- 5 空き家登録者との間における空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉又は契約については、福知山市を媒介せずに行います。  
 はい  いいえ

〒  
住 所

氏 名 印

## 【福知山市農山村地域空き家情報バンク制度要綱〔抜粋〕】

(利用希望者の登録の申込み等)

- 第8条** 空き家情報バンク制度を利用しようとする者は、福知山市農山村地域空き家情報バンク利用希望者登録申込書（別記様式第6号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、次の各号のすべてに該当する場合には、空き家等利用者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。
    - (1) 自ら空き家等に居住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
    - (2) 空き家等の転売及び転貸を目的としない者
    - (3) 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者でない者
    - (4) 空き家等登録者と良好な関係を築ける者
  - 3 前項に定めるもののほか市長が特に必要と認めるときは、別に登録の条件を制限することができる。
  - 4 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、福知山市農山村地域空き家情報バンク利用希望者登録完了書（別記様式第7号）により当該利用希望者に通知するものとする。

(利用者台帳の登録の抹消)

- 第10条** 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を福知山市農山村地域空き家情報バンク利用登録抹消完了書（別記様式第10号）により当該利用希望登録者に通知するものとする。ただし、第4号に該当することにより登録を抹消された者については、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
- (1) 第8条第2項の要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
  - (3) 登録内容に虚偽があったとき。
  - (4) 利用者台帳の登録日から2年を経過したとき。
  - (5) 福知山市農山村地域空き家情報バンク利用者登録抹消依頼書（別記様式第9号）が提出されたとき。